地震発生時の活動モデル

	自助（個人）	共助（区・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等）	公助（日進市）
発生前	●建物の耐震化、家具・家電製品等の転倒防止対策 ●火災報知器、住宅用消火器等の備え ●感震ブレーカーの設置 ●防災対策マップ・ため池ハザードマップ等を活用し、避難経路の確認 ●非常用持出袋の用意（マスク、消毒液、体温計、スリッパ等の感染症防止対策用品含む） ●食料、水、生活必需品等の備蓄（１週間分） ●地域の防災訓練への参加 など	●地域の防災計画の整備 ●地域の防災訓練・避難訓練の実施 ●地域住民への防災啓発 ●資機材等の整備 ●地域の防災マップの作成 ●指定緊急避難場所、指定避難所の確認 ●災害時要援護者の把握、支援の確認 など	●地域強靱化計画による地域の強靱化 ●地域防災計画等各種計画・マニュアルの整備 ●避難所開設運営訓練等防災訓練の実施 ●防災出前講座等による防災啓発 ●食料・水、資機材等の備蓄 ●防災システムの維持管理 ●災害協定の締結　など
約1分後 地震発生（震度５強以上）	●緊急地震速報や大きな揺れがあったときは、身の安全を最優先する。 ●丈夫なテーブルの下や物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間で揺れがおさまるまで様子を見る。	●区、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員などの地域の代表の方々は、ご自身・ご家族の安全を確保した上で、公民館等の地域避難場所に参集し、可能な範囲で連携して（3人以上）、地域の災害対応にあたる。 （対応例） 1一時避難場所・地域避難場所としての一時的な待機場所としての避難者の受入 2災害時要援護者登録者名簿一覧を用意し、地域の災害時要援護者、住民の安否確認・避難支援 3被災状況等の情報収集 4初期消火活動、救助活動（ミニ防災倉庫の備品を活用） 5市災害対策本部または近くの拠点避難所に被害情報等報告及び支援要請 6拠点避難所の開設運営支援 7拠点避難所と連携して、在宅避難者等支援施設としての運営 など	●日進市災害対策本部の設置（第３次非常配備体制） ●勤務時間外の場合は、方面担当職員（2名）が拠点避難所（小中学校）へ参集し、防災倉庫、体育館を開けて、避難所開設準備 ●被害情報の把握 ●避難所班施設係を各避難所へ派遣 ●救助係の現場派遣（救助・捜索、救護） ●救護所の設置（保健センター） ●国、愛知県、消防、警察等関係機関と連携した災害対応 ●拠点避難所等への物資の供給 ●二次避難所、福祉避難所の開設 ●復旧・復興業務（義援金受付、建物の被害認定、罹災証明の発行、遺体安置、生活必需品の給与、仮設住宅の建設、瓦礫置き場の確保、災害廃棄物の処理、道路や橋の復旧など） など
約5～10分後 地震発生直後	●揺れがおさまったら、ガスの元栓を閉め、ブレーカーを切る ●火がでたら消火器等により初期消火 ●靴、スリッパを履き、割れたガラスの破片などに注意する ●玄関のドアや窓を開け、出口を確保する		
約30分後 地震後	●家の状況を確認 ●隣近所で声をかけつつ倒壊状況、火災の発生状況等を確認 ●可能な範囲で隣近所で協力して消火、救出、救護活動 ●家や隣近所が危険な状態である場合は、避難行動開始		
24時間以内	自宅が安全 Yes：●自宅で待機（在宅避難） ・支援が必要な場合は、近くの拠点避難所に在宅避難している旨の登録を行う No：●非常持出袋を持って緊急避難場所（公園、学校運動場、公民館等の広くて安全な場所である一時避難場所、地域避難場所）へ避難 ●避難中は電柱や塀には近寄らないよう注意する 自宅周辺やライフライン等を確認し、問題がない Yes：自宅へ No：【分散避難】 ●安全な場所にある親戚・知人宅等への避難 在宅避難登録 【拠点避難所（小中学校）】 ●市、施設管理者、地域住民（避難者）と連携して、避難所を開設 ●地域の情報を収集し、市災害対策本部へ報告、支援の要請 ●避難所の開設が長期化する場合、避難所運営委員会を地域住民主体で立ち上げ、秩序ある避難所運営を行う。		